

ミティゲイション

地域自然環境保全のツール

カリフォルニアにおける、林や湿原に囲まれた三日月湖の復元プロジェクト

田中 章

(株)野村総合研究所

わが国でもそのことばをたびたび耳にするようになったミティゲイション。アメリカのミティゲイションは開発の影響をゼロにしようとする自然環境保全施策であり、その内容は具体的で実効性の高いものである。

「開発か保護か」という対立構造で捉えがちなわが国の地域自然環境保全の議論に、新しい視角を提供するミティゲイションを、カリフォルニアの事例を通して紹介するとともに、わが国への提言を行う。



カチチュリ・オックスポー・レストレーション・プロジェクト。平坦なトマト畑に復元された三日月湖と周辺植生。植栽後2年あまりで水鳥などの多くの生物が戻っており、それを狙う猛禽類（写真中央）も生息するようになった。



カチチュリ・プロジェクトの法的根拠。州指定重要種に指定されているValley elderberry long-horn beetle。サクラメント市周辺のサクラメント河沿いにしか生息しない体長2~3cmのカミキリムシ。ニフトコの一種のValley elderberryの木に生息する。この小さな昆虫がカチチュリ・プロジェクトを形成したともいえる。写真協力：Barr, Essing Museum of Entomology, University of California, Berkeley, 1991.

事業アセスを続けていけば、最後には地域の自然環境がすべて消失する?!

— わが国の開発事業にともなう環境アセスメントのジレンマ —

1. 環境アセスメントにおけるミティゲイション

1) 地域における開発と保全のジレンマ
地域における開発と自然環境保全のバランスをとることは容易ではない。地域の自然を維持するためには、ある程度の絶対的な自然の量 (net) と個々の自然生態系のネットワークの維持が不可欠である。本来の環境アセスメントの役割は、これらを実現するこ

とである。しかしながら、わが国のいわゆる「事業アセス」では、

■事業の周辺環境に及ぼす影響に主眼がおかれ、計画地自体の自然の消失に対する補償がないこと、

■地域における開発の総体としてではなく、個別の事業ごとに環境影響を評価していることから、

結果として、開発が続けば、たとえアセスが実施されても地域の自然環境

の量は確実に減少してゆくというジレンマを持っている。「ミティゲイション」は、このようなジレンマを解消するための重要な施策である。

2) ミティゲイション

ミティゲイション (mitigation) とは、アメリカの環境アセスメント制度に位置づけられている、人間活動による自然環境への負の影響を緩和または補償するための行為である。環境アセスメントにおいて環境影響を予測するだけでは事業の評価はできない。予測され

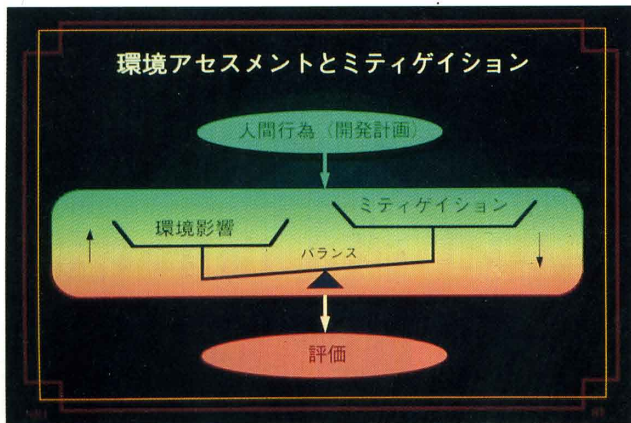
た環境影響に対して実質的なミティゲイション・プランが示されて初めて事業の評価が可能になる。

ミティゲイションの方法は、「回避」「最小化」「代償」に大別される。環境アセスメントにおいて、まず計画事業による負の環境影響を「回避」(avoid)

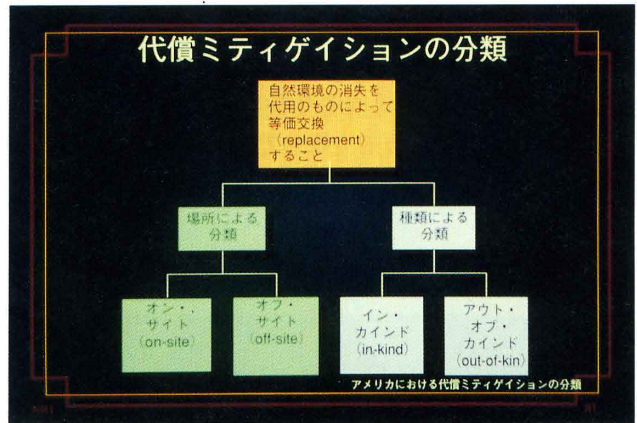
できるか、すなわち計画事業自体が行われる必要があるのか、または計画事業の実施が計画地ではなく他の場所でもよいのではないかなどが検討される。

次に、回避できない負の環境影響は「最小化」(minimize) が検討される。わが国の環境アセスメントにおける

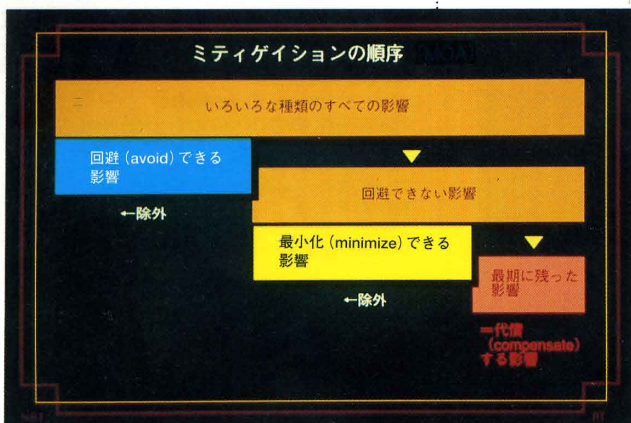
「環境保全対策」はこれに含まれる。最後に、回避も最小化もできない負の環境影響について「代償」(compensate) 行為が義務づけられる。「代償」ミティゲイションとは、代用の環境を提供することで環境影響を代償することをいう。



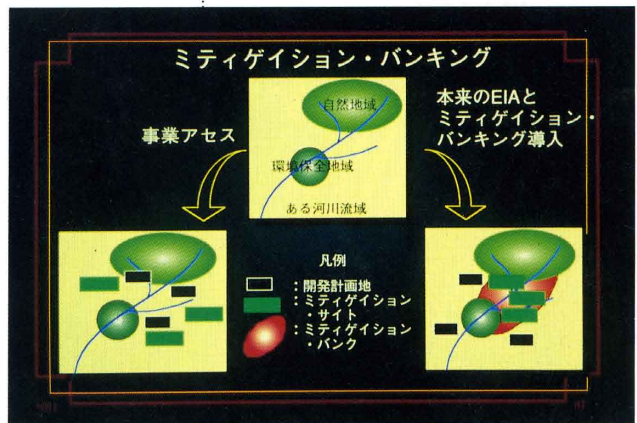
環境アセスメントとミティゲイション。



代償ミティゲイションの分類。



ミティゲイションの順序（優先順位）。



ミティゲイション・バンキング：ある流域での開発を例にとり、左下は個別の事業に対して個別の環境アセスメントおよびミティゲイションが行われた場合。右下はミティゲイション・バンキングを導入した場合。どちらも全体の自然の面積としては変わらないが、左例では自然は分散し、弱体化してゆくのに対し、右例では戦略的な自然の配置となっている。

3) 代償ミティゲイションの一種であるミティゲイション・バンキング

代償ミティゲイションは、さらに場所および種類によって分類される。本来、消失する自然と同じ場所 (on-site) で、消失する自然と同じ質 (in-kind) の自然を補償することがもっとも望ましいが、開発を進める以上は不可能な場合もある。そこで、オフサイト (off-site、事業区域以外の場所で消失する自然の代償を行うこと) やアウトオブカインド (out-of-kind、消失する自然

と異なる種類の自然で代償すること) といったミティゲイションが登場した。これらは、アメリカの環境保全政策に自然の復元や創造といった新しい方向性を与えることとなった。

今日では、これらの代償ミティゲイションは、さらにミティゲイション・バンキング (mitigation banking) へと発展している。これは、事業者によって第三者 (民間、官庁、NGO など) がミティゲイション用地を確保し、その自然復元・創造作業を行う仕組みである。事業者は、環境アセスメント

で義務づけられたミティゲイション相当の費用をミティゲイション・バンクに入金することにより、ミティゲイションを実施したものと認められる。

ミティゲイション・バンクの出現にともない、従来、予測しにくかったミティゲイション費用が事前に明確になることから、結果として事業者の負担が軽減した。一方、自然環境保全のための土地買収の予算が不足している環境NGOなどにとっては、事業者からのミティゲイション代金は重要な資金源となる。さらに、地域計画の見地か

らは、地域の自然環境を戦略的に配置することが可能になり、緑地のネットワークが容易になる。アメリカでは、ミティゲイション・バンキングは自然環境保全の経済的手法として今後の発展が期待されている。

アメリカ最大の民間企業による代償ミティゲイション

— 貴重な野生生物の生息地を確保するために —

2.カチチュリ・オックスボー・レストレーション・プロジェクト

1) カチチュリ・プロジェクトの概要と目的



カリフォルニアの民間デベロッパーL社は、サクラメント市付近のサクラメントリバー河畔において大規模なウォーターフロント開発（以下、L開発と



カチチュリ・プロジェクトの概要と目的。

左図：L開発平面図。サクラメント河の沿岸に、ゴルフ場、マリナー、ショッピングモール、ホテルなどを含むリゾート型住宅開発を計画した。この開発にともないサクラメント河岸の河辺林などが消失するため、開発許可の条件として同様の生態系の復元が義務づけられた。



準州指定重要種のSwainson's hawk。サクラメント河沿いの河川林の中のCottonwoodやValley Oakのような高木に営巣するタカの一様である。



準州指定重要種のWestern yellowbilled cuckoo。サクラメント河沿いの河川林に生息するカッコウの一種である。



準州指定重要種のChinook salmon。キングサーモンのこと。晩秋から冬にかけて産卵のためにサクラメント河を河口のサンフランシスコから数百キロもさかのぼる。

称する)を計画した。環境アセスメント調査の結果、その計画地の一部が貴重な河川生態系(riparian ecosystems)であることが判明した。

L社は、L開発の許認可の条件の一つとして消失する河川生態系の復元プロジェクトを義務づけた。これが、カチチュリ・オックスボー・レストレーション・プロジェクト(Kachituli Oxbow Restoration Project)である(以下、カチチュリ・プロジェクトと称する)。「カチチュリ」(Kachituli)とは付近のインディアン遺跡の名前で、「オックス

ボー」(Oxbow)は三日月湖を、「レストレーション」(restoration)は自然生態系の復元をそれぞれ意味する。

筆者は、カチチュリ・プロジェクトの始まった1990年から92年にかけて、ミティゲイション・プランナーとして同プロジェクトに参加した。カチチュリ・プロジェクトは、L開発によって消失すると同様な河川生態系を8km離れたトマト畑に復元することによって、同一流域内の河川生態系の絶対量の現況を維持すること(no net loss)を目的としている。

2)カチチュリ・プロジェクトの法的根拠

アメリカの「連邦水質浄化法」(Section 404 of Clean Water Act)および「連邦河川港湾法」(Section 10 of Rivers and Harbors Act)によると、河川や湿地(wetlands)などの水路に改変を加える場合は、陸軍工兵隊(U.S. Army Corps of Engineers)の許認可が必要とされている。同法では、この許認可に関して、陸軍工兵隊は環境保護庁(EPA)の意見を求める手続きが規定されている。さらに、「連邦野

生生物調整法」(Fish and Wildlife Coordination Act)によると、陸軍工兵隊が前述のSection 404の開発許可を発行する前に、連邦野生生物保護局(U.S. Fish and Wildlife Service)および連邦海洋生物局(National Marine Fisheries Service)の意見を受ける手

続きが規定されている。

L開発はサクラメント河沿岸の河川林開発であるが、河川林も湿地に含まれるとして工兵隊の許認可が必要とされた。

「カリフォルニア州環境アセスメント法」(California Environmental

Quality Act)により、民間企業の開発については環境アセスメントが義務づけられているため、現況調査を実施した結果、計画地には43ページの写真に示す3種類と41ページのカミキリムシの計4種類の重要種の生息が確認もしくは推定された。



カチチュリ・プロジェクト・マスタープラン。隣接して流れるサクラメント河の三日月湖をコンセプトにしたランドスケープデザイン。中央に規則的に並び樹林はクルミ。元からトマト畑にあったもので、植栽した木が成長するまでは野生生物にとってのよい隠れ家になること、その実がよい餌となることなどの理由から、固有種ではないが保存することにした。

そのうち、カミキリムシは州指定重要種だったために「連邦絶滅の危機に類する種法」(Endangered Species Act)の適用を受け、生息地の開発については監督官庁である連邦野生生物保護局の指示を受けることとなった。

このような法的背景のもと、複数の監督官庁の条件を満たしたかたちのミティゲーションが事業者に義務づけられた。それが、カチチュリ・プロジェクトである。

L開発計画地には、重要種であるカミキリムシの生息環境であるエルダベ

リー(ニワトコ的一种)群落が16エーカー(1エーカー≒0.4ha)含まれていた。これを代償するため、消失面積の3倍の48エーカーのエルダベリー群落の復元(オフサイト・ミティゲーション)と145エーカーの河川林の復元が義務づけられた。

代償ミティゲーションでは、生態系が復元されるまでの時間差や失敗保障のために、消失する生息地の2倍以上の面積を復元することが求められることが多い。最終的には193エーカー以上の生態系復元が開発条件とされた。

カチチュリ・プロジェクトはこのうち124エーカー分のミティゲーションとして行われたもので、民間企業の行うオフサイト・ミティゲーションとしてはアメリカ最大規模である(94年10月現在)。

このように、アメリカの環境アセスメントでは、様々な制度や主体が関与して、それらの合意点が結果的にミティゲーション・プロジェクトになっているといえる。

実際、カチチュリ・プロジェクト形成に際して、陸軍工兵隊は、連邦野生

生物保護局の他にシエラ・クラブやオーデュボン・ソサイエティなどのNGO、カリフォルニア大学などの近隣の大学、関係する連邦政府機関、州、郡、市などの関連する自治体などに対して頻繁に事業者からの情報を流し、それぞれの立場からの専門意見を求め

て、最終的な意志決定を行っている。

3)カチチュリ・プロジェクトの生態系復元

〈工程〉

カチチュリ・プロジェクトは、開始→プロジェクト・サイト選定→ターゲッ

トエコシステム設定→マスタープラン作成→認可→土工事・灌漑工事→植栽→メンテナンス→モニタリング→認定→完了といった流れで行われている。

〈サイト選定〉

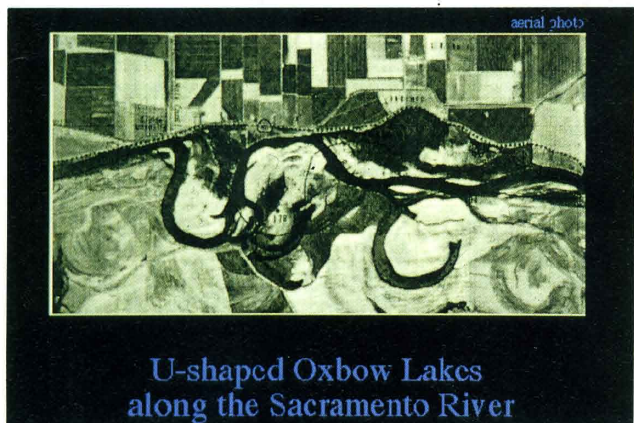
ミティゲイション・サイトの条件は、



サイト選定：カチチュリ・プロジェクト・サイトの元の姿——広大で平らなトマト畑。農業散布は自家用飛行機で行っていた。



カチチュリ・サイト周辺に残存する成熟したカシ林 (Valley Oak)。このような大木に育つまでには100年以上かかる。



U-shaped Oxbow Lakes along the Sacramento River

過去の空中写真。サクラメント河は曲がりくねっており、随所に三日月湖が散在していた。



カチチュリ・サイト周辺に残存する三日月湖。このような現存する生態系の種組成は、ターゲットエコシステム形成の重要なヒントとなる。

同じ流域内で、できるだけ近距離にあり、現状では自然が消失している場所であることである。

カチチュリ・プロジェクト・サイトは、監督官庁との合意の上で、カリフォルニア州都のサクラメント市中心部からサクラメント河を8kmほど北上した同河沿いのトマト畑が選ばれた。それを受けて、L社はその土地を農家から買い上げた。

ミティゲイション・サイトがこの場所に決まった背景には、「サクラメントリバー・プロジェクト」および「デー

ビス——サクラメント間水鳥生息地復元プロジェクト」という上位の地域計画の目標と、カチチュリ・プロジェクトの位置と目的が合致したこともある。前者は、サクラメント河沿いの農地を買収して、周辺に河川生態系を復元するというもので、後者は、デービス市とサクラメント市間の農地を水鳥のハビタット (生息地) に復元するというものである。

ミティゲイション・サイトは、このように広域的な土地利用計画に沿うことが望ましい。

〈ターゲットエコシステム設定・マスタープラン作成〉

ミティゲイション・サイト周辺は、サクラメント河が曲がりくねって多くの三日月湖や湿原があったことが昔の記録から推定された。そこで、U字型の三日月湖を中心に、泥沼、草本性湿原、河川林などからなる固有の河川生態系を復元することとした。

ターゲットとするエコシステムとしては、前述の4種の生物のハビタットの基礎となる植生を選定した。

すなわち、Valley elderberry long-

horn beetleのためにValley elderryの低木林を、Swainson's hawkおよびWestern yellowbilled cuckooのためにCottonwoodやValley Oakの高木林をそれぞれ復元し、Chinook salmonのためには河沿いに残存しているCottonwoodなどの河川植生を保護・



大型重機による大規模な土工事。



灌漑用の井戸。結果的にはここまで大規模な井戸は必要だったとの見方もある。



水田式灌漑用の土手をつくる。サクラメント北部はカリフォルニア米の水田が多く、その水田の灌漑方式をCottonwood(ポプラの類)の植栽地に応用した。

植物の根が地下水位に届くまで人工的に灌漑する必要がある。大きな井戸が掘られ、スプリンクラー方式、チューブによるドリップ方式、水田方式、水路方式などの様々な灌漑設備が用意された。

〈植栽〉

91年から92年にかけて、イグサ、ガマ、ブラックベリー、野ブドウ、クレマチス、野バラ、カエデ、ヤナギ、プラタナス、カシなど、全20種、2万5千本以上の苗と、グラス類やワイルド

増殖することであった。

このマスタープランは十数回にのぼる監督官庁との協議の末、認可された。

〈土工事・灌漑工事〉

トマト畑はまったくの平地であったため、三日月湖や湿地などの複雑な地形



土工事直後のミティゲイション・サイト(90年晩夏)。まだ植栽は行われていない。



Valley Oak 苗の植栽。植栽と同時にドリップ灌漑用のチューブと乾燥を防ぐポリエチレンシートを設置するNGOメンバー。



Cottonwoodの挿し木。挿し木の長さは2m近くある。

フラワーなどの草本相の種子を植栽した。これらはすべて土地固有種でなければならず、マスター・プランには「いつ」「どのように」これらの植栽植物の種苗を入手するのかを明記しなければならない。

多くの植物は監督官庁の許可を得て、近隣の河川植生から挿し木苗や種子を採取できるが、それ以外にも生態系復元の専門の業者やNGOを通して入手できる。

専門業者やNGOによる植栽と合わせて、小学生親子によるボランティア

を復元するために大規模な土工事が行われた(90年夏)。

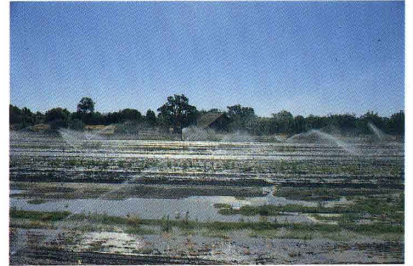
サクラメント周辺の気候は、半乾燥気候である。プロジェクト・サイトはサクラメント河に隣接してはいるが、道路で遮断されており、土壌はきわめて乾燥していた。そのため、植栽した



ワイルドフラワーの種子。専門業者から購入したカリフォルニアアポビーなどの固有種のワイルドフラワー種子。



サクラメント・バーチ(魚類)の移植。カリフォルニアでは池を造成すると、ボウフラ防除のために郡職員がカダヤシを移植する。そこで、食物連鎖上より高次であり、サクラメント周辺固有種であるが、東部からのブルーギル移植によりその生息域が激減しているサクラメント・バーチの稚魚を専門業者から購入し移植した。



スプリンクラーによる水撒き。

植栽も行われた。

〈メンテナンス〉

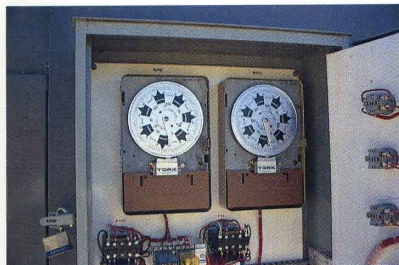
植栽後最低5年間は、事業者によるメンテナンスの義務が課せられる。その内容は、灌漑、追加植栽、雑草除去、浸食対策などである。

カチチュリ・プロジェクトでは、24時間体制の土地管理人を常時雇っている他、随時、生態系復元の専門家であるレストレーション・エコロジストが出勤できる態勢を整えている。人工的な水やりは植栽後2年間だけで、後は

自然の降雨と地下水だけで生き延びられるようになる。

〈モニタリング〉

植栽後5年間は、毎年、監督官庁である陸軍工兵隊にモニタリング報告書を提出している。植栽後5年後（97年）



全自動化されたスプリンクラー。



散水車による灌漑。故障などで灌漑ができない場所には、応急処置的に散水車でスポット灌漑する。



漏水する水管。地中に埋めてある水管にひびが入り漏水しているところ。このような水漏れは工事直後はいたるところで始まっていた。

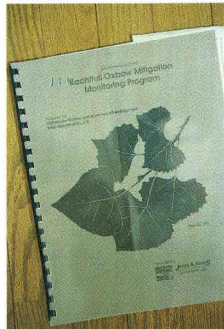
トは10点満点の10点と採点され、非常に優れた事例であるとされている。(Fish and Wildlife Service, Sacramento Field Office, 1995)

〈費用〉

カチチュリ・プロジェクト（124エーカー）を含めたL開発の代償ミティゲイション（193エーカー）に要する調査、土地購入、土工事、灌漑工事植栽材料、植栽作業、メンテナンス、モニタリングなどのすべての費用は総額で最終的には300万ドル（3万9千ド

ル）に最終的なチェックを陸軍工兵隊が行い、これに合格するとこの土地はカリフォルニア州に寄付されることになり、以後はカリフォルニア州の管理下に置かれる。

モニタリング方法や生態系復元の成功の基準などは、ミティゲイション・



モニタリングプログラム報告書。これは92年に陸軍工兵隊に提出された承認されたモニタリング方法と成功基準を記載したものである。



モニタリング：91年5月。土工事後、三日月湖に注水する。



モニタリング：91年8月乾季。右手の斜面上部にヤナギ類の挿し木、中央に自然発生したポプラの幼樹。水さえあれば適当な場所に適当な植物が進入してくる。生態系復元において、地形と水を主体としたランドスケープ・アプローチが重要なゆえである。

ル/ha) を越えると予想されている。

日本と比べてカリフォルニアの土地代は安いとはいえ、コンサルタントな

多大な負担となるミティゲイションを可能にさせる社会の背景

— 各主体別に明確な役割分担と協調性 —

3.ミティゲイションを可能にさせる社会的要因

カチチュリ・プロジェクトのようなミティゲイションは事業者にとって多大な負担を課しているが、どうしてこのようなミティゲイションが可能なのか、その社会的要因を主体別に考察してみた。

プロジェクトが実施される前に事業者と監督官庁との間で合意がなされている。

連邦野生生物保護局によると、カリフォルニアにおいて同局が所轄するミティゲイション・サイトは400以上あり、その中でカチチュリ・プロジェク



モニタリング：92年1月雨季。播種したワイルドフラワーなどの草類が旺盛に育っている。



モニタリング：94年10月。ヤナギやポプラなどの樹木が旺盛に成育している。池の周囲では数種類の水鳥、猛禽類、コヨーテなどが見られ、池の中にはカエルや魚がたくさん見られた。



モニタリング：94年10月。ポプラ（Cottonwood）の樹高は最大で6mにもなっていた。

どの人件費は高く、事業者にとって多大な負担であることには相違ない。

〈社会現象・事実〉

- そもそも今日の自然保護の思想は、ゴールドラッシュの反省としてアメリカで生まれたものである。
- 世界的な湿原の消失。アメリカでは元の60%の湿原がすでに消失している。
- カリフォルニアの原河川林は74%が

すでに消失している。

●カリフォルニアのサクラメント河流域において、水鳥飛来地である湿原や水辺が激減している。

〈政治〉

●88年のブッシュ大統領の選挙公約

に端を発するウェットランドの「no net loss」(全体で湿原の現存量を維持する)ポリシーは、クリントン政権にも引き継がれている。(White house office on environmental policy, 1993)

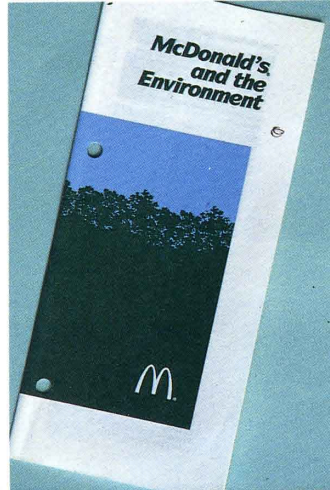
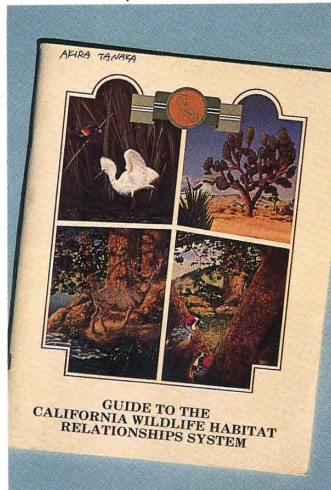
●国家としてあるいは自治体として「自然環境をどうするのか」という政

策・理念が明確である。

〈行政〉

●ミティゲイションを含めた環境アセスメントの詳細な手続きに関する法制度が完備され、毎年のように更新されている。

行政：カリフォルニア州の自然生態系とハビタットのデータベースであるWHR (California Wildlife Habitat Relationships)。



企業およびコンサルタント：マクドナルドハンバーガーが熱帯林保護に貢献しているとのPR用パンフレット。



行政：アメリカ、ミシガン州発行のミシガンの湿原絵図。具体的な種名と生態系や食物連鎖を意識したグラフィックが非常にわかりやすく、教育的である。他にも異なる生態系の絵図が用意されている。



市民およびNGO：オーデュボンサエティール所有のバードサンクチュアリでツルの渡りを観察するアメリカ人親子。

●基礎的環境情報の整備・公開が徹底している。たとえばカリフォルニアでは、自然環境の詳細なデータベースがコンピュータ化されており、開発計画に先立って地域に生息する可能性のある動植物の全リストが入手できる。また、貴重種のリストも常に追加・更新され、アセスメントにおける重要な基礎情報となっている。

●地域ごとに守るべきターゲットエコシステムが明確になっている。

●意志決定において、官庁間はもとより、自治体、住民、NGO、学界、企

業などとの関係プレーが緊密である。

●地方自治が進んでいるため、地域優先の意志決定がされている(行政の縦割りや中央集権的な色彩が希薄である)。

●自然環境保全政策と地域計画はいつも同じ土地利用計画の文脈の中で扱われている。

〈企業およびコンサルタント〉

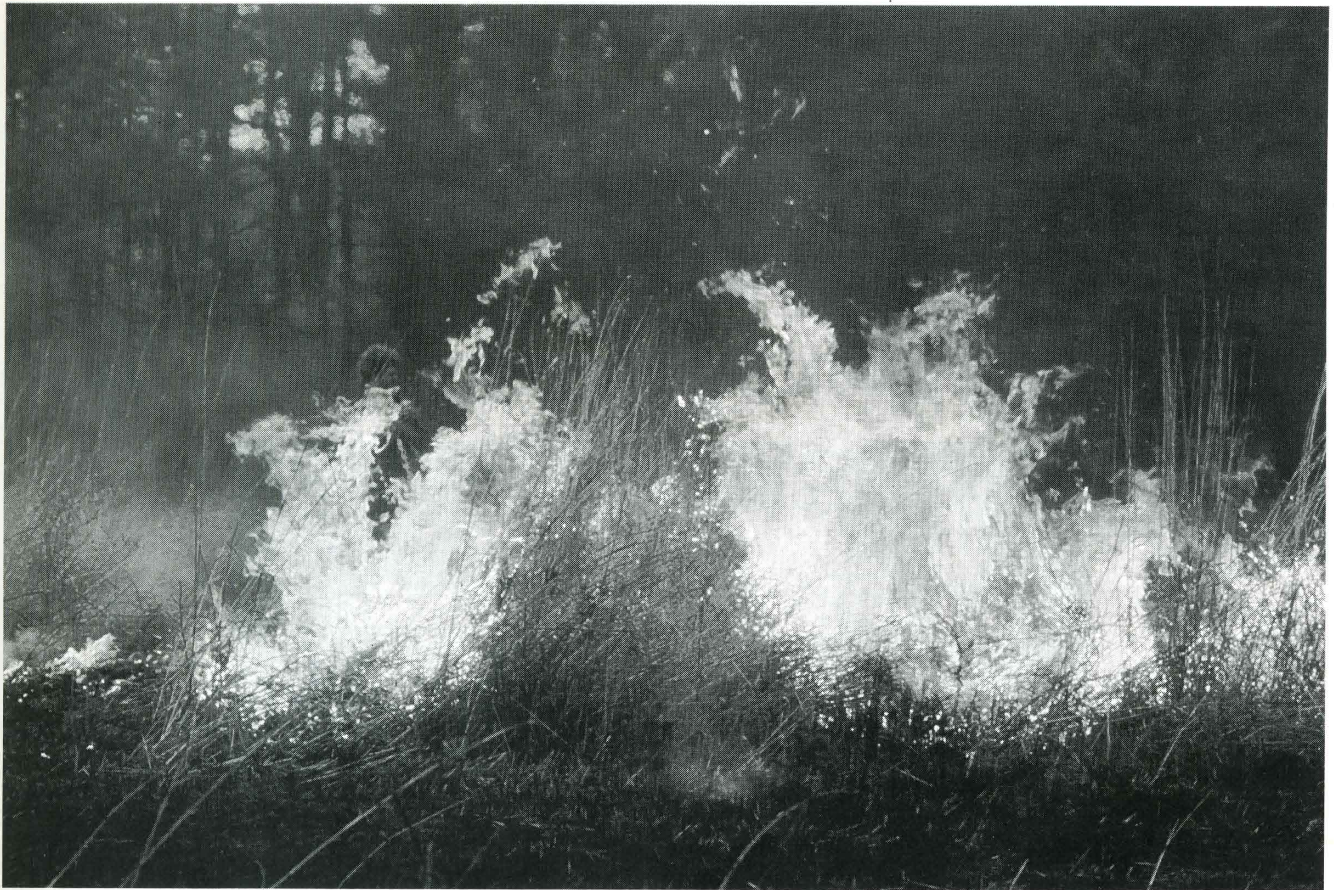
●一般的に企業の環境保全および地域社会への理解が深く、社会的イメージを重視する。

●ミティゲイションを支援する産業が発達し、お互いに関係している。(例：在来野生植物の種苗供給会社、自然復元を専門に扱うコンサルタントや造園業者など)

●企業およびコンサルタントともに地域の自然環境保全にかかわる倫理感が高い。

〈市民およびNGO〉

●ミティゲイションのコンサルティング、工事、運営などを行う実行力のあるNGOが多い。(例：The Nature



学界：火入れによるプレーリーの復元・維持を研究している。ミシガン大学付属植物園にて。ミシガン大学スクール・オブ・ナチュラル・ソリシーズのロバート・グレース教授は、アメリカ中西部のインディアンと共存していたと考えられるプレーリー（大草原）の復元を研究している。年に春・秋2回の火入れを行っている。

Conservancy、Audubon Society など)

- 自然保護系のNGOは、敵対せずに、行政、企業、住民などをまとめる調整役を務めることが多い。
- 一般市民の環境保全に対する意識は高く、ほとんどの市民は何らかのNGOを通して環境保全活動に参加している。

〈学界〉

- レストレーション・エコロジー（復元生態学）やランドスケープ・エコロジー（景観生態学）などのミティゲーションを支援する学問体系が発達しており、生態学者が生態系創造・復元などの実質的な行動をとっている。

- 各総合大学には必ず自然保護の学部あるいは学科が存在し、地域における自然環境保全活動の主導的役割を果たしている。
- 各地域の大学には地域の環境に関する基礎情報が整備・公開されており、地域のデータベースの役割を果たしている。

実体的社会から手続き的的社会へ

— 手続き法としてのアセスメント制度の確立を —

4.わが国への提言

わが国では、アメリカで行われている

ような自然復元などの代償ミティゲーションは行われていない。そして、こ

のような施策を導入することに対して数々の批判があることもたしかである。

その中でもよく指摘されるものとして、「代償ミティゲーションは自然環境破壊をとまなう開発の免罪符になりはしないか?」とか「そもそも自然は復元・創造できるのか?」というものがある。これらはたしかにアメリカでも問題になっている議論である。

しかしこのような議論を始める前に、わが国の現状をもう一度振り返る必要がある。冒頭で述べたように、わが国においては、事業アセスは事業の周辺環境に及ぼす影響に主眼がおかれ、計画地自体の自然の消失に対してはほとんど補償が行われていない。技術的に

確立していない代替自然の復元・創出でも、絶対保存か開発かと対立し、結果的には補償がないわが国の現状よりは、地域における自然の消失をくい止めるには合理的である。今は細かい技術論よりも、この瞬間にも減少している自然環境に対する基本的政策を早急

実体的 VS. 手続き的

■実体的 (Substantive) = 絶対的 = 限定的

→ 抜け・漏れ、形骸化

(封建的、トップダウン)

■手続き的 (Procedural) = 動的 = 柔軟な対応

→ 向上・発展

(民主的、ボトムアップ)

わが国へのインプリケーション：実体的vs手続き的。

に確立する必要がある。

わが国とアメリカとでは、国土の広さから歴史・文化にいたるまで大きく異なるため、アメリカの制度をそのまま導入するのは現実的でない点もある。だが、前述のアメリカにおけるミティゲーションを可能にさせる社会的要因は、すべてわが国の課題として読み替えることができる。しかし、これらをすべて一度に実現することは難しい。

そこで、これからの環境アセスメント制度には、多様な主体間の合意形成の手続きを明確に規定することを提言

したい。はじめから意志決定の方向性が決まっている事業アセスではなく、異なる主体間の合意形成を図ることによって意志決定の方向性を決める本来のアセスメント (いわゆる計画アセス) への移行、すなわち「実体的意志決定」から「手続き的意志決定」へのシフトが実質的なミティゲーションを可能にさせると考えられる。本来、環境アセスメントは地域計画のツールであり、環境影響を予測・評価するのはその部分でしかない。従来のアセスメントに対しては、開発に対するブレーキという

イメージがある一方、自然保護のツールとしても限界があり、開発側と保全側の両方からその存在意義が疑問視されている。

地域の開発と保全のバランスをとることはきわめて困難であり、もともと一部の人間だけで解決できるようなものではない。環境アセスメント制度の中で多様な主体の意見聴取の手続きを確保することによって、わが国に適用したミティゲーション制度が形成されてくるだけでなく、さらに優れた新しい制度が生まれてくるかもしれない。